平成２４年（フ）第４５０４号
大阪市旭区高殿５丁目13番10―1124号
債務者　秋田　隆嗣
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１３号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番６号　バードヒル平野202号
債務者　万代　　健
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７７５号
大阪府門真市南野口町36番５号
債務者　中村こと　朴　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９８号
大阪府門真市下島町８番20号　下島ハイツ103号、前住所大阪府大東市灰塚６丁目10番９号
債務者　中村みどり（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４１号
大阪市鶴見区鶴見５丁目１番10号　メゾンＹＳ407、前住所大阪市鶴見区徳庵２丁目１番54号　ハイツＩ702号
債務者　山下　信行
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７９号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番５―203号
債務者　濵田　明佳
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００７号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目１番32―1102号
債務者　上山　麻衣
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５４号
大阪府三島郡島本町広瀬４―20―18―202、住民票上の住所大阪府高槻市松が丘３丁目27番１号
債務者　田口　博信
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６７号
大阪府門真市北岸和田２丁目８番７―506号
債務者　園田　睦子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９５号
大阪市東淀川区東中島２丁目16番５号
債務者　北山　照子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９８号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番64―503号
債務者　藤枝　直子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１０２号
大阪市中央区東高麗橋３番４号　ソーレブリアンテ東高麗橋601
債務者　中井　純子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１１０号
大阪市城東区成育５丁目３番44号
債務者　西　　昭義
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１１４号
大阪府茨木市春日４丁目10番32号パールマンション201号
債務者　辻中　一栄
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７号
山口県山陽小野田市大字東高泊1275番地５
債務者　金重　英樹
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１５１８号
大阪府東大阪市下小阪５丁目11番13号　607号、前住所大阪府東大阪市瓜生堂３丁目８番11―706号
債務者　武田　正広
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部